

補足説明資料

飼料生産組織経営高度化支援型について

1 対象となる組織について

コントラクター、TMRセンター、その他飼料生産組織。
具体的には、国産粗飼料増産対策事業実施要領第3の2の（1）に掲げる組織形態を満たすことが必要です。

（その他飼料生産組織とは、飼料生産組織外に飼料作物の販売を行っている飼料生産組織とし、新たに設置する組織は除きます。）

2 対象となる機械・施設について

別紙のとおり。

3 経営の高度化について

以下のいずれかの要件を満たす組織を対象とします。

- （1）事業実施前年度に法人化していない組織であって、かつ、事業実施年度に法人化を行う組織。
- （2）事業実施年度の作業面積が平成21年度又は平成19年度から平成21年度の3ヵ年の平均と比較して、20ha（北海道にあっては40ha）以上拡大すること。
（作業面積とは、飼料作付作業、飼料収穫作業、たい肥散布作業の合計面積とします。ただし、永年牧草における収穫作業は同一ほ場で複数回行った場合でも1回のみの面積とします。）
- （3）（1）、（2）と同等以上の経営の高度化であるものとして、都道府県知事が設定し、事業実施主体の承認を得た内容を満たす組織であること。

4 要望多数の場合の採択基準

「法人化」、「平成21年度（又は過去3カ年平均）」からの受託面積拡大面積」、「都道府県知事特任要件」のそれぞれについてポイント化し、事業により導入する機械・施設の所要額で除することにより事業効果を数値化し、事業効果が高い地区から採択します。（具体的には国産粗飼料増産対策事業実施に係る運用について第1の2の（3）参照。）

5 事業実施期間

平成22年～平成26年

6 今後のスケジュールについて

平成22年3月 事業実施主体の公募

平成22年4月 事業実施主体の選定選定
要綱・要領策定

平成22年5月～6月 実施地区要望調査

平成22年7月 採択地区決定

平成22年7月 事業実施計画提出

平成22年8月 事業実施計画承認・交付決定

国産粗飼料増産対策事業のうち 飼料生産組織経営高度化支援型について

別紙

飼料生産組織が経営の高度化を行う場合、当該高度化に必要な飼料生産機械・施設の導入額分の1/2を支援します。

対象機械・施設一覧

牧草播種機



追播種機



とろろこし播種機



モアコンディショナー、
ハイコンディショナー



フォーレージハーバー
ター

自走式



乗用トラクター用



テッドレーキ



ロールベラー
ロールベラー



稲WCS用



細断型



梱包解体機



運搬機



梱包格納機



積込機



稲わら收穫機



家畜糞尿土壌還元
用機械



(その他)

- サイレージ取出機
- アンモニア処理機
- OTMRセンサー施設
- 飼料保管庫
- 作業管理システム